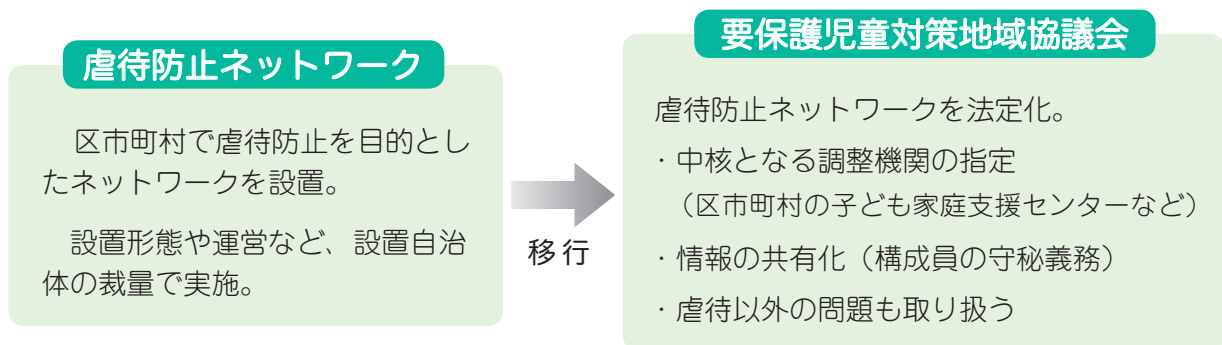


第6章 医療機関からの通告・連絡後の支援の流れ

要支援家庭を支援するネットワークのしくみとして、平成17年度から要保護児童対策地域協議会が児童福祉法により制度化されました。医療機関が通告・連絡した要支援家庭のうち、解決が困難な事例などについて、協議会の構成機関全体で支援ができます。

(1) 要保護児童対策地域協議会とは

これまで、区市町村において虐待防止を目的に設置された関係機関のネットワークを法定化したものです。構成員に守秘義務が課せられるとともに、中核となる調整機関を指定するなどにより、情報の共有化や効果的な支援が図られるようになりました。この協議会では、虐待事例だけではなく、育児不安を抱えた家庭なども取り扱うことができ、診療の場面で発見した要支援家庭についても検討することができます。



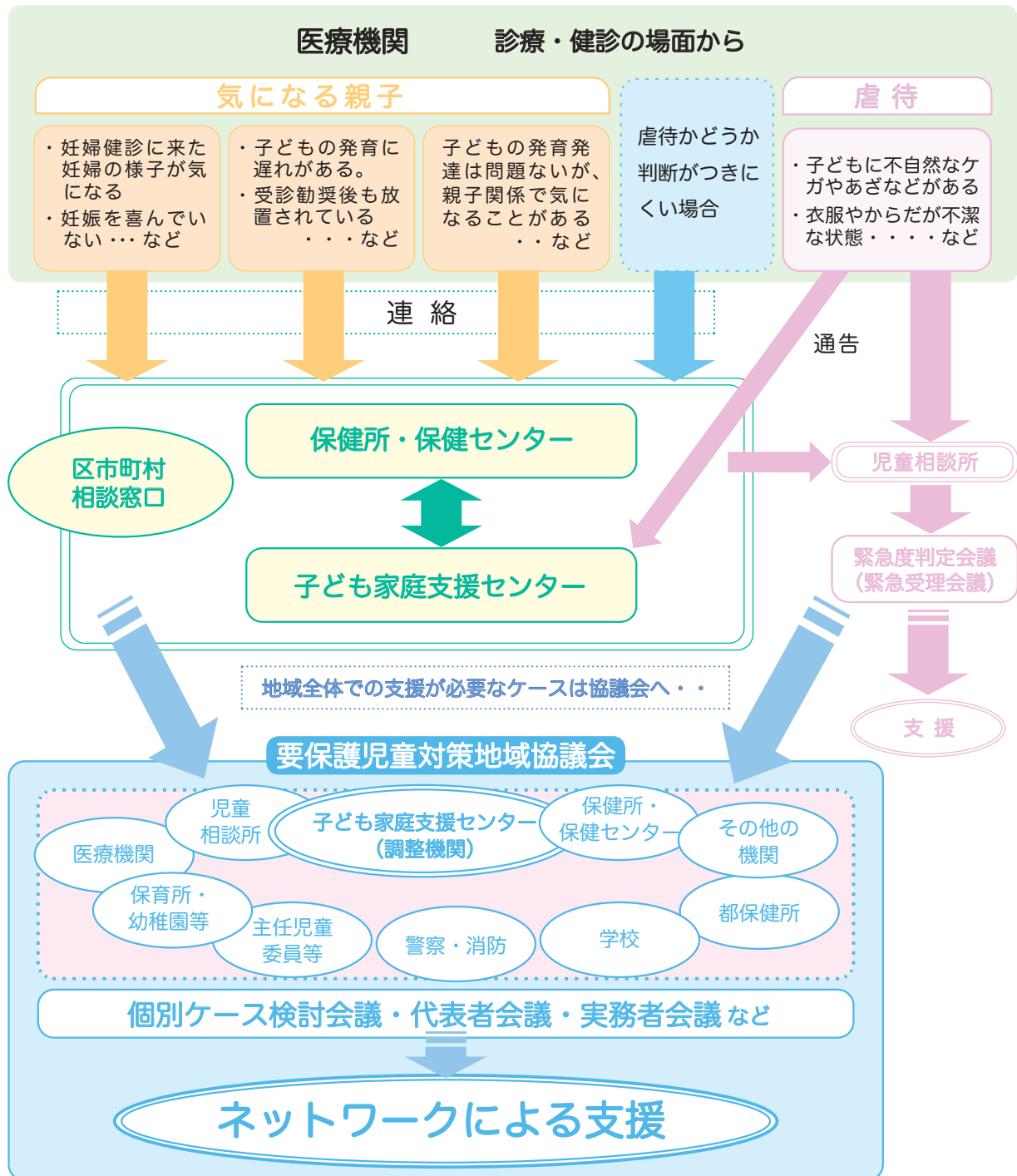
「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」(平成17年2月25日雇児発第0225001号)では以下のように協議会設置の利点を明記しています。

- ① 要保護児童等を早期に発見することができる。
- ② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
- ⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- ⑦ 関係機関等が分担をシェアして個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

(2) 医療機関が通告・連絡した後の具体的な支援の流れ

医療機関が、要支援家庭の通告や連絡を行った場合の支援の流れです（図7）。

図7 要支援家庭の発見から支援の流れ



要保護児童対策地域協議会は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議から構成され、各会議の構成メンバーについては、都道府県、区市町村などの設置者ごとに決定することができます（図8）。

東京都では、平成17年10月に、要保護児童対策地域協議会の代表者会議を発足させました。この代表者会議には、医療機関の代表者として、社団法人東京都医師会、社団法人東京都歯科医師会、社団法人東京都薬剤師会、社団法人東京都看護協会、社団法人日本助産師会東京都支部が参加しています。

図8 要保護児童対策地域協議会のしくみ

